

100 0006385

金属リサイクル伝票 (A票)

資料 7

(社) 日本鉄リサイクル工業协会会员番号

1 2 1 0 4 6

起票日 23年 2月 20日・発行番号

AE294-2730

排出事業者名  
 名称 東光電気(株)  
 住所 〒108-8434  
 東京都港区海岸3-18-21 311K-21 2F 1階  
 ☎ 03-3451-5544

運出事業者名  
 名称 総合商社 桂 商店株式会社  
 〒134-0013  
 東京都江戸川区江戸川6丁目42番地18  
 ☎ 03-3689-0639

種 類	数 量 (kg)	再 取	
		進 別	再 取
金属スクラップ 国産がん研家回収	2.0		m3
車番 千葉100ア5174 山田 計			
処分方法	プレス圧縮	キロ切断	シュレッダ処理
		ガス切断	

再生事業者 総合商社桂商店 株式会社  
 総合商社桂商店(株)千葉工場  
 〒266-0002  
 千葉県千葉市緑区平山町980-3  
 ☎ 043-292-5205 FAX 043-292-0950  
 担当氏名 桂 義雄

再生事業者 受領確認印又は自署 受領 年 月 日 印

このリサイクル伝票は専ら物スクラップの再生利用を証明するもので、法律上のマニフェストではありません。  
 ・専ら物以外のスクラップ (例えば廃自動車、廃電気機械器具類) に使用すると違法になります。  
 (詳しくはE票裏面をご覧ください)  
 発行・取り扱いは元:(社)日本鉄リサイクル工業会

100 0006385

金属リサイクル伝票 (E票)

(社) 日本鉄リサイクル工業协会会员番号

1 2 1 0 4 6

起票日 23年 2月 20日・発行番号

AE294-2730

排出事業者名  
 名称 東光電気(株)  
 住所 〒108-8434  
 東京都港区海岸3-18-21 311K-21 2F 1階  
 ☎ 03-3451-5544

運出事業者名  
 名称 総合商社 桂 商店株式会社  
 〒134-0013  
 東京都江戸川区江戸川6丁目42番地18  
 ☎ 03-3689-0639

種 類	数 量 (kg)	再 取	
		進 別	再 取
金属スクラップ 国産がん研家回収	2.0		m3
	2.650		kg
車番 千葉100ア5174 山田 計			
処分方法	プレス圧縮	キロ切断	シュレッダ処理
		ガス切断	

再生事業者 総合商社桂商店 株式会社  
 総合商社桂商店(株)千葉工場  
 〒266-0002  
 千葉県千葉市緑区平山町980-3  
 ☎ 043-292-5205 FAX 043-292-0950  
 担当氏名 桂 義雄

再生事業者 受領確認印又は自署 受領 年 月 日  
 23.2.20  
 総合商社 桂商店(株)

このリサイクル伝票は専ら物スクラップの再生利用を証明するもので、法律上のマニフェストではありません。  
 ・専ら物以外のスクラップ (例えば廃自動車、廃電気機械器具類) に使用すると違法になります。  
 (詳しくはE票裏面をご覧ください)



1000006387

金属リサイクル伝票 (A票)

AE294-2731

(社) 日本鉄リサイクル工業协会会员番号 121046

起票日 2023年 2月 20日 ・発行番号

排出事業者名  
 名称 東光電気(株)  
 住所 〒108-8434  
 東京都港区海岸3-18-21 デイリースト支店1階  
 ☎ 03-3451-5544

再生事業者  
 名称 総合商社桂商店 株式会社  
 住所 〒266-0002  
 千葉県千葉市緑区平山町980-3  
 ☎ 043-292-5205 FAX 043-292-0950  
 担当署名 桂 義雄

運搬事業者名  
 名称 総合商社 桂 商店株式会社  
 住所 〒134-0013  
 東京都江戸川区江戸川6丁目42番地18  
 ☎ 03-3689-0639

種	類	数量	単位	再 販
金属スクラップ		2.5	m <sup>3</sup>	
国立がん研発セ約				
車番	10922065 佐藤 計			
処分方法	プレス圧縮 キロ切断 シェンバダ焼却			
	ガス溶断			

再生事業者 受領確認印又は自署 受領 年 月 日 印

このリサイクル伝票は専ら物スクラップの再生利用を証明するもので、法律上のマニフェストではありません。  
 ・専ら物以外のスクラップ (例えば廃自動車、廃電気機械器具類) に使用すると違法になります。  
 (詳しくはE票裏面をご覧ください)  
 発行・取り扱い元：(社)日本鉄リサイクル工業会

1000006387

金属リサイクル伝票 (E票)

AE294-2731

(社) 日本鉄リサイクル工業协会会员番号 121046

起票日 2023年 2月 20日 ・発行番号

排出事業者名  
 名称 東光電気(株)  
 住所 〒108-8434  
 東京都港区海岸3-18-21 デイリースト支店1階  
 ☎ 03-3451-5544

再生事業者  
 名称 総合商社桂商店 株式会社  
 住所 〒266-0002  
 千葉県千葉市緑区平山町980-3  
 ☎ 043-292-5205 FAX 043-292-0950  
 担当署名 桂 義雄

運搬事業者名  
 名称 総合商社 桂 商店株式会社  
 住所 〒134-0013  
 東京都江戸川区江戸川6丁目42番地18  
 ☎ 03-3689-0639

種	類	数量	単位	再 販
金属スクラップ		2.5	m <sup>3</sup>	
		3200	kg	
国立がん研発セ約				
車番	10922065 佐藤 計			

再生事業者 受領確認印又は自署  
 受領 年 月 日  
 23. 2. 20  
 桂 義雄

このリサイクル伝票は専ら物スクラップの再生利用を証明するもので、法律上のマニフェストではありません。  
 ・専ら物以外のスクラップ (例えば廃自動車、廃電気機械器具類) に使用すると違法になります。  
 (詳しくはE票裏面をご覧ください)



100 0006789

金属リサイクル伝票 (A票)

1 2 1 0 4 6

(社) 日本鉄リサイクル工業协会会员番号

AE294-2862

AE294-2862

起票日 2011年 1月 13日 ・ 発行番号

名称 **東光電機(株)**  
 住所 〒108-8434 東京都港区海岸3-18-2 ライクエストビル1階  
 ☎ 03-3451-5544

排出事業者名

再生事業者 総合商社桂商店 株式会社  
 同 事 業 所 名 総合商社桂商店(株)千葉工場  
 〒266-0002 千葉県千葉市緑区平山町980-3  
 ☎ 043-292-5205 FAX 043-292-0950  
 担 当 者 名 桂 義 雄

名称 総合商社 桂 商店株式会社  
 〒134-0013 東京都江戸川区江戸川6丁目42番地18  
 ☎ 03-3689-0639

運出事業者名

種 別	数 量 (kg)	再 生 利 用 率 (%)	
		再 生 利 用 率 (%)	再 生 利 用 率 (%)
金属スクラップ	4 m3		
車 種	車種	車種	車種
燃分方法	燃分方法	燃分方法	燃分方法
処理方法	処理方法	処理方法	処理方法
合計	合計	合計	合計

車種 **軽自動車 20-64緑野**  
 燃分方法 **プレス圧縮 キロ切断 シュレッダ電碎**

再生事業者 受領確認印又は自署 受領 年 月 日 印

このリサイクル伝票は専ら物スクラップの再生利用を証明するもので、法律上のマニフェストではありません。  
 ・専ら物以外のスクラップ (例えば廃自動車、廃電気機械器具類) に使用すると違法になります。  
 (詳しくはE票裏面をご覧ください)

発行・取り扱い元: (社)日本鉄リサイクル工業会

100 0006789

金属リサイクル伝票 (E票)

1 2 1 0 4 6

(社) 日本鉄リサイクル工業协会会员番号

AE294-2862

AE294-2862

起票日 2011年 1月 13日 ・ 発行番号

名称 **東光電機(株)**  
 住所 〒108-8434 東京都港区海岸3-18-2 ライクエストビル1階  
 ☎ 03-3451-5544

排出事業者名

再生事業者 総合商社桂商店 株式会社  
 同 事 業 所 名 総合商社桂商店(株)千葉工場  
 〒266-0002 千葉県千葉市緑区平山町980-3  
 ☎ 043-292-5205 FAX 043-292-0950  
 担 当 者 名 桂 義 雄

名称 総合商社 桂 商店株式会社  
 〒134-0013 東京都江戸川区江戸川6丁目42番地18  
 ☎ 03-3689-0639

運出事業者名

再生事業者 受領確認印又は自署 受領 年 月 日 印  
 23.2.13  
 総合商社 桂商店(株)

種 別	数 量 (kg)	再 生 利 用 率 (%)	
		再 生 利 用 率 (%)	再 生 利 用 率 (%)
金属スクラップ	4 m3		
車 種	車種	車種	車種
燃分方法	燃分方法	燃分方法	燃分方法
合計	合計	合計	合計

車種 **軽自動車 20-64緑野**  
 燃分方法 **プレス圧縮 キロ切断 シュレッダ電碎**

このリサイクル伝票は専ら物スクラップの再生利用を証明するもので、法律上のマニフェストではありません。  
 ・専ら物以外のスクラップ (例えば廃自動車、廃電気機械器具類) に使用すると違法になります。  
 (詳しくはE票裏面をご覧ください)



